

## 運賃分科会設置要領（案）

### （目的）

第1条 本分科会は、飯能市地域公共交通対策協議会開催要綱（以下「開催要綱」という。）第6条第1項に基づき、運送に係る運賃及び料金について協議することを目的とする。

### （位置付け）

第2条 本分科会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項で規定されている協議会とする。

### （委員）

第3条 本分科会に属する委員は、次の各号に掲げる者から会議の開催ごとに飯能市地域公共交通対策協議会会長（以下「協議会会長」とする。）の指名をもって構成する。

- (1) 市職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 関東運輸局長又はその指名する者
- (4) 関係住民の意見を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員

### （座長）

第4条 本分科会に座長を置き、協議会会長が指名する。

- 2 座長は本分科会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者が職務を代理する。

### （会議）

第5条 本分科会の会議は協議会会長が招集し、本分科会の座長が会の進行を図る。

- 2 本分科会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等座長がやむを得ないと認める場合において、当該議決事項に関し利害を有する委員の同意があるときは、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 5 本分科会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

### （会議の開催を要しない場合）

第6条 次の各号に掲げる事案については軽微な事案として取り扱うこととし、会議の開催を要しないこととする。

- (1) 均一運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

（庶務）

第7条 本分科会の庶務は、市民生活部交通政策課において処理する。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員協議により定める。

附 則

この会則は、令和 年 月 日から施行する。

## 【参考】

### ○飯能市地域公共交通対策協議会開催要綱 該当箇所抜粋

第3条 協議会は、次に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 学識経験者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (7) 鉄道事業者の代表者
- (8) 住民及び利用者の代表者
- (9) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長が指名する者
- (10) 道路管理者が指名する者
- (11) 飯能警察署長が指名する者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

第6条 協議会に、運賃、料金その他の専門の事項について調査、検討等を行うため、分科会を置くことができる。

### ○道路運送法 該当箇所抜粋

#### 第9条第4項

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

事務連絡  
令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の  
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決済手段を追加する場合

以上

## バス事業者分科会設置要領（案）

### （目的）

第1条 本分科会は、飯能市地域公共交通対策協議会開催要綱（以下「開催要綱」という。）第6条第1項に基づき、地域公共交通に関する専門の事項について協議することを目的とする。

### （委員）

第2条 本分科会に属する委員は、開催要綱第3条に掲げる委員から飯能市地域公共交通対策協議会会長（以下「協議会会長」とする。）が指名する者及び会長が必要と認める者とする。

### （座長）

第3条 本分科会に座長を置き、協議会会長が指名する。

- 2 座長は本分科会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者が職務を代理する。

### （会議）

第4条 本分科会の会議は協議会会長が招集し、本分科会の座長が会の進行を図る。

- 2 本分科会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 本分科会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

### （庶務）

第5条 本分科会の庶務は、市民生活部交通政策課において処理する。

### （補則）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員協議により定める。

### 附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。